

請 願 文 書 表

| | | | |
|---------|---|-------|-----------|
| 請 願 番 号 | 請 願 第 4 号 | 付託委員会 | 市民福祉常任委員会 |
| 請願年月日 | 令和8年(2026年)2月25日 | | |
| 件 名 | 生活保護利用者に対する上下水道料金福祉減免制度の継続を求める 請願 | | |
| 請 願 者 | 枚方市伊加賀栄町18番16号 枚方交野生活と健康を守る会 会長 石 村 淳 子 氏 追加請願者：令和8年3月5日付 2人 | | |
| 紹 介 議 員 | 堤 幸 子 松 岡 ちひろ | | |
| 請 願 要 旨 | <p>枚方市は、48年間続けてきた生活保護利用者を対象とした上下水道料金福祉減免制度を、2026年10月より廃止する方針を打ち出しました。基本料金月額1,600円の負担増となります。</p> <p>これ以上の節約ができないほど厳しい暮らしの生活保護利用者にとって、月額1,600円の負担増となれば、食事の回数を減らさなければならない、入浴回数を減らす、暑い時も寒い時もエアコンを使えない、もっと実態を分かってほしいなど悲痛な声が寄せられています。</p> <p>地方自治法は、第1条の2で「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし」と自治体の役割を定め、第138条の2の2では「自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」と定めています。</p> <p>48年間続けてきた上下水道料金福祉減免制度は誇るべき制度です。生活保護利用者が安心して暮らせるよう、以下のとおり請願します。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 生活保護利用者への上下水道料金福祉減免制度を継続すること。 | | |